

## すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める件

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーは、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、さらには学びや就業の機会の喪失など、人生のあらゆる局面において多大な影響を受けている。

こうした中、とりわけ日常的に家事や家族の世話を担うこども・若者は「ヤングケアラー」と称され、令和6年6月のこども・若者育成支援推進法改正により、国及び地方公共団体が支援に努めるべき対象として法的に位置付けられたところである。

しかしながら、ケアラーはこども・若者に限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その形態は多様化・複雑化しており、今や誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、年代や就労の有無を問わない支援の必要性が示され、地方公共団体への支援等が掲げられているところであるが、依然としてケアラー全体を対象とした包括的な法制度は未だ整備されていない。

また、現在の支援は、介護、障害、子育てなど分野ごとの制度に分かれており、ケアラー本人への包括的な支援は十分とは言えず、地域によって支援内容にも差が生じているのが実情である。

よって、国会及び政府におかれては、すべてのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなどの社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

### 記

- 1 ヤングケアラーに限らず、すべてのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
- 2 ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
- 4 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣（こども政策） 様

仙台市議会議長 野田 譲